

さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業

# 耐震診断助成制度 ご利用の手引き

## (戸建て住宅版)



# 目次

	ページ
1 戸建住宅耐震診断助成金交付手続きの流れ.....	1
2 申請の前にご確認ください.....	2
3 申請手続きについて.....	3
(1) 助成金の交付申請について.....	3
(2) 辞退・変更について.....	3
(3) 耐震診断実績の報告について.....	4
(4) 助成金の請求について.....	4
4 耐震診断後の補強・建替え等について.....	5
(1)耐震補強助成制度.....	5
(2)建替え助成制度.....	6
(3)耐震シェルター等助成制度.....	7
5 よくある質問.....	8
6 記入例・様式.....	10

## —ご案内—

本事業に関する要綱及び申請書類等は、下記のさいたま市ホームページからダウンロードできるほか、北部・南部建設事務所の建築指導課及び建築総務課で配布しています。また、本助成制度は、「さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱」及び「さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱の取扱い」に基づき助成するものです。詳細につきましては、本要綱をご確認いただきますようお願いいたします。

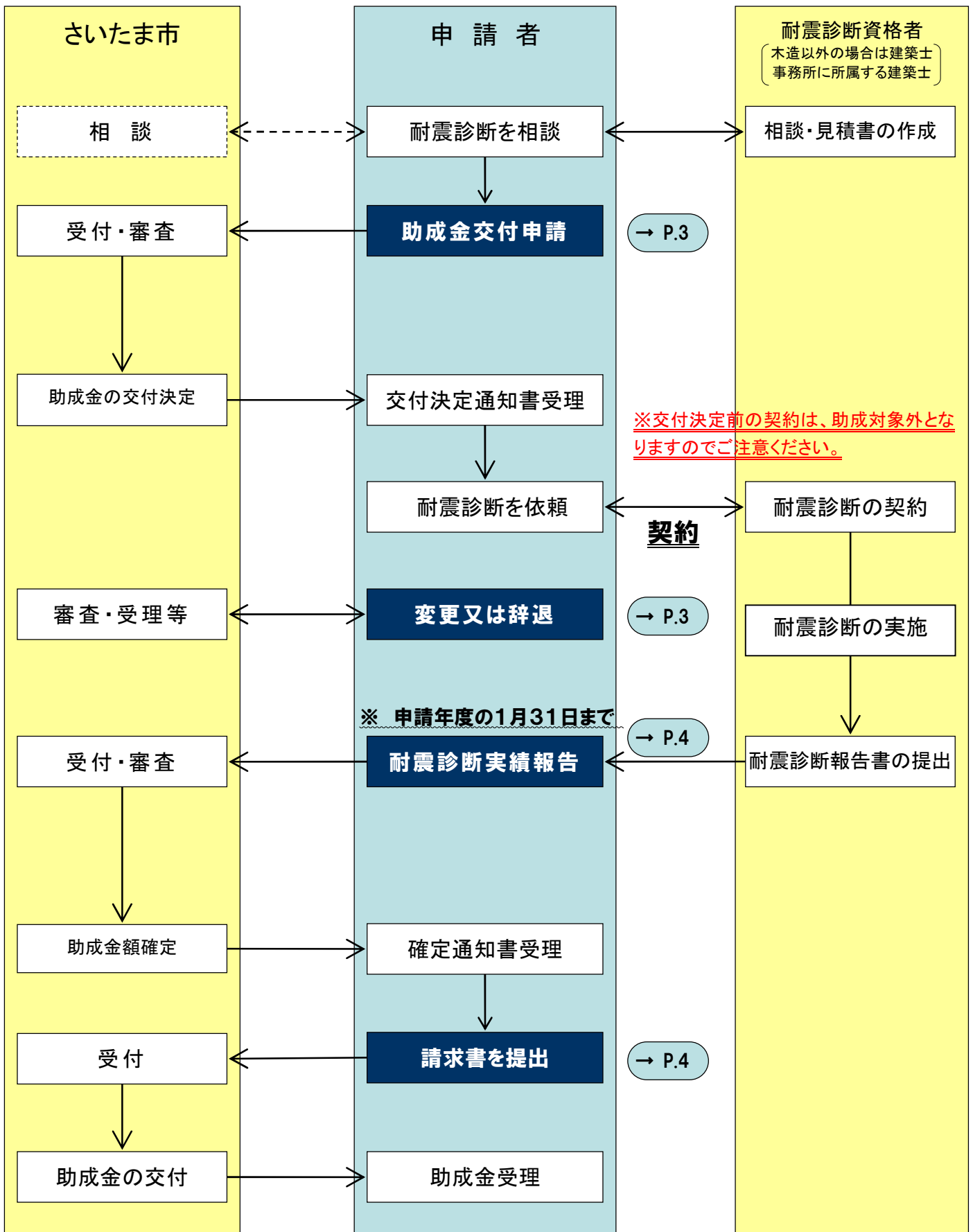
●耐震補強等助成事業(戸建住宅の耐震診断)

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/002/p002601.html>

こちらのQRコードからアクセスできます。→



# 1 耐震診断 助成金交付手続きの流れ



## 2 申請の前にご確認ください

---

### 対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に建てられた戸建て住宅が対象です。  
(延べ面積の2分の1以上を居住としているものに限りです。)  
(2戸の長屋で親族のみで居住しているものを含みます。)

### 対象となる方

対象となる住宅を所有している方又はその2親等以内の親族が対象となります。

### 対象となる耐震診断

この制度は、(一財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法(略算法又は精算法)又は精密診断法(時刻歴応答計算による方法を除く。)など、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年 国土交通省告示第184号)に基づき、建築物の地震に対する安全性を評価するための耐震診断を行う場合にご利用になれます。

また、木造住宅については、さいたま市既存建築物耐震診断資格者名簿に登録された『診断資格者』が、木造以外の住宅については、建築士事務所に所属する建築士で登録資格者講習を修了した者が行うものとします。

- ◎ 耐震診断資格者が在籍する建築士事務所の名簿は、さいたま市ホームページからダウンロードできるほか、各建築指導課、建築総務課で配布しています。
- ◎ 助成金の交付決定前に、耐震診断の契約をしてしまうと、助成は受けられませんのでご注意ください。
- ◎ 耐震診断に係る助成金の支払いは、耐震診断の完了後となります。耐震診断を途中で取りやめた場合などは、助成金は支払われませんのでご注意ください。

### 助成の申請期間

各年度の4月1日以後に申請、同じ年度の1月31日までに「3.(3)耐震診断実績の報告(P.4参照)」をしていただきます。

### 助成の金額

耐震診断に要した費用に相当する額(千円未満は切捨て)とし、6万6千円を限度とします。

### 3 申請手続きについて

#### (1) 助成金の交付申請について

ご提出していただく書類は次のとおりです。必要書類を作成の上、受付窓口へご提出ください。助成条件に適合しているか確認します。

提出書類	備 考
耐震診断等助成金交付申請書	様式第1号
建物の登記事項証明書、納税通知書など	助成対象住宅の所有者と建築時期が確認できる書類
耐震診断に要する費用の見積書の写し	
配置図及び各階平面図	助成対象建築物の位置及び面積を表示すること。
申請者が所有者と2親等以内の関係であることが確認できる書類	申請者が所有者と異なる場合に限る。 住民票の写し、戸籍謄本など
消費税等仕入控除不適用申出書 (「よくある質問(2) Q6」p8 参照)	申請者が消費税等仕入控除を行わない場合に限る。 様式第27号
登録資格者講習の修了証等 (「よくある質問(5) Q2」p9 参照)	木造以外の住宅に限る。

申請していただいた内容を審査し、助成を決定したときは「耐震診断等助成金交付決定通知書(様式第2号)」<sup>※1※2</sup>を発行します。

この交付決定通知書(様式第2号)を受理してから耐震診断の契約を締結し、耐震診断を進めてください。(契約者名と申請者名は同一としてください。)

- ※1 交付決定通知書(様式第2号)の送付は「転送不要扱い」とさせていただきます。申請書の住所は正確にご記入ください。
- ※2 交付決定通知書(様式第2号)は、助成金の支払いを確定したものではありません。その後、耐震診断が行われなかった場合、その他要綱に違反した場合などは、助成金は支払われませんのでご注意ください。

#### (2) 辞退・変更について

助成金の申請の内容を変更しようとするときは、「耐震診断等変更承認申請書(様式第3号)」に当該変更に係る書類を添付してご提出ください。

また、「耐震診断等助成金交付決定通知書(様式第2号)」を受けた後、やむを得ない理由で耐震診断を取りやめるときは、速やかに「助成金交付辞退届(様式第5号)」をご提出ください。既に耐震診断に着手している場合の費用は申請者の負担となりますのでご注意ください。

### (3) 耐震診断実績の報告について

耐震診断は、申請年度の1月31日までに完了させ、同日までに完了の報告を「耐震診断等実績報告書（様式第6号）」にて行ってください。

ご提出していただく書類は次のとおりです。必要書類を作成の上、受付窓口へご提出ください。適切に耐震診断が行われたことを確認します。

提出書類	備考
耐震診断等実績報告書	様式第6号
耐震診断報告書の写し	
耐震診断の契約書の写し	
耐震診断の領収書の写し	

報告していただいた内容を審査し、助成金額を決定したときは「助成金交付額確定通知書(様式第7号)」を発行します。

- ◎ 耐震診断が完了しない場合や完了の報告がない場合、助成金は支払われませんのでご注意ください。

### (4) 助成金の請求について

「助成金交付額確定通知書（様式第7号）」を受理しましたら、助成金の請求を行ってください。「助成金交付請求書（様式第8号）」に必要事項をご記入いただき、受付窓口へご提出ください。

- ◎ 誤字については、訂正箇所には訂正印又はサインをお願いします。修正液等は使わないようにしてください。
- ◎ 助成金額の欄については、誤字の訂正はできません。書き直しをお願いします。
- ◎ 請求書(様式第8号)がさいたま市に届きますと、約2~3週間後に指定の口座に助成金を振り込みます。
- ◎ 請求書(様式第8号)の銀行名欄は現在の銀行名を正確にご記入ください。

例	×	りそな銀行 東浦和支店	→	○	埼玉りそな銀行 東浦和支店
	×	三菱東京UFJ銀行 ☆△□支店	→	○	三菱UFJ銀行 ☆△□支店

## 4 耐震診断後の補強・建替え等について

耐震診断の結果、地震に対して安全な構造ではないと判定された場合、次の助成制度を選択することが出来ます。

### (1) 耐震補強助成制度

#### 助成の金額

##### 補強設計費用の助成

1棟当たり補強設計に要した費用に相当する額の3分の2（20万円が限度）が助成金額となります。（千円未満は切り捨て。）

##### 補強工事費用の助成

1棟当たり補強工事に要した費用に相当する額の2分の1（120万円から補強設計に対する助成金額を差し引いた額が限度）が助成金額となります。（千円未満は切り捨て。）

- ※ 助成の対象となる補強工事に要した費用は、対象建築物の延べ面積に対して、34,100円/㎡が上限です。
- ※ 非木造で緊急輸送道路閉塞建築物に該当する3階建て以上のもの、かつ、 $I_s$ 値が0.3未満相当の場合は、360万円から補強設計に対する助成金額を差し引いた額が上限です。

#### 助成要件

- ・ 昭和56年5月31日以前に着工した住宅であること。
- ・ 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供していること。
- ・ 一戸建ての住宅、または2戸の長屋で親族のみで居住する住宅であること。
- ・ 現行の耐震基準に適合させる補強設計を行い、それに基づく補強工事であること。
- ・ 補強設計は、診断資格者（非木造の場合は建築士事務所に所属する建築士）が行い、補強工事は建設業の許可業者が行うこと。
- ・ 市の職員による特定工程の調査（中間検査）及び設計者等の検査を受けること。
- ・ 申請した年度の1月31日までに完了し、完了実績報告をすること。

## (2) 建替え助成制度

耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高い」と診断された住宅（木造の場合「上部構造評点」が0.7未満）であった場合には、「建替え助成制度」の申請が可能です。

### 助成の金額

1 棟当たり建替え工事に要した費用に相当する額の23%（60万円から補強設計に対する助成金額を差し引いた額が限度）が助成金額となります。

※ 助成の対象となる建替え工事に要した費用は、除却する建築物の延べ面積に対して、34,100円/㎡が上限です。

※ 非木造で緊急輸送道路閉塞建築物に該当する3階建て以上のものは180万円から補強設計に対する助成金額を差し引いた額が上限です。

### 助成要件

- ・ 昭和56年5月31日以前に着工した住宅であること。
- ・ 建替え工事（対象建築物の除却工事を含む）の着手前に申請すること。
- ・ 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供していること。
- ・ 建替え後の建築物についても用途が一戸建て住宅または2戸の長屋で親族のみで居住する住宅であること。
- ・ 申請者が居住する住宅であること。
- ・ 建替え後の住宅が、土砂災害特別警戒区域外であること。
- ・ 建替え後の住宅が、省エネ基準に適合していること。
- ・ 申請した年度の1月31日までに完了し、完了実績報告をすること。



### (3) 耐震シェルター等助成制度

#### 助成の金額

1棟当たり耐震シェルター等の購入及び設置に要した費用（30万円が限度）が助成金額となります。（千円未満は切り捨て。）

#### 助成要件

- ・ 昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅であること。
  - ・ 一戸建て住宅または親族のみで居住する2戸の長屋であること。
  - ・ 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供していること。
- 
- ※ 各助成制度は各年度の4月1日以後に申請し、交付決定を受けてから着手（契約）してください。
  - ※ 申請年度内に実績報告をして頂く必要があります。
  - ※ 予算の枠に限りがあるため、年度の途中で申請受付を終了することがあります。ご注意ください。
  - ※ その他にも一定の要件がありますので、必ず事前にご確認ください。

## 5 よくある質問

---

### (1) 助成対象の確認

Q1. 兼用住宅でも対象となりますか。

A1. 兼用住宅でも延べ面積の1/2以上が住宅であれば、戸建て住宅として助成対象としています。

Q2. 建築基準法上の違反がある場合、助成金の対象とはならないですか。

A2. 補強工事の際に、是正される予定であれば、耐震診断・補強設計も助成の対象としています。

### (2) 助成金交付申請

Q1. 申請から交付決定まで、期間はどれくらいですか？

A1. 通常は申請より1～2週間程度で交付決定通知を発行いたしますが、申請書の不備や添付資料が不足している場合には、更に時間を要することがございます。

Q2. 登記上の建物所有者ではないのですが、助成金を申請するときは共有者承諾書が必要ですか？

A2. 所有者の二親等以内であれば申請が出来ます。その場合は、戸籍謄本や住民票など、所有者の二親等以内ということがわかる書類を添付してください。

Q3. 添付書類の『建物の登記事項証明書』は、いつ発行されたものであれば良いですか？

A3. 申請日から概ね3か月以内に発行されたものでご提出ください。

Q4. 建物の登記事項証明書以外の書類でも、所有者確認ができる書類とできますか？

A4. 原則は、建物の登記事項証明書としていますが、建物が未登記である場合などは、納税通知書、インターネットの登記情報等で替えることができます。

Q5. 訂正が必要な場合、訂正印は必要ですか？

A5. 訂正箇所に訂正印又は、申請者のサインをしてください。

Q6. 消費税等仕入控除不適用申出書の提出が必要な場合は？

A6. 課税事業主とならない個人の方や、課税対象事業主で消費税等仕入控除を受けない場合（課税される仕入れに係わる消費税の控除を受けず納税している事業者）は消費税等仕入控除不適用申出書の提出が必要となります。

なお、申請時に申請対象事業費の消費税等相当額（申請事業費の10%）が仕入税額控除の対象となることが明らかな場合は、申請書の消費税等仕入控除額を記入し、消費税等仕入控除不適用申出書の提出は不要となります。

### (3) 完了実績報告

Q1. 契約書と領収書はどんなものが必要ですか？

A1. 契約書は一番最初の契約（原契約）と変更契約書及び契約書を交わさずに追加された注文書等を全てご用意ください。領収書に関しては、最終的な精算額がわかるような領収書を全てご用意ください。契約書等で確認できる契約金額の合計と領収額の合計が同額となるようご確認ください。

Q2. 領収書がありません。他に代用できるものはありますか？

A2. 領収書の代わりとしてご利用いただけるのは、銀行等で振り込みをしたことが確認できる書類や、請負業者の社判の押印されている精算書等がございます。

### (4) 請求書の提出

Q1. 請求書はいつ提出すればいいですか？

A1. 実績報告書を提出していただいた後、市より助成金交付額確定通知書と助成金交付請求書が送付されますので、助成金交付請求書へ振込先口座情報等をご記入の上、ご提出ください。手引き等にある請求書も同様にご利用いただけますが、口座の名義や番号等の誤記が非常に多く見受けられますのでご注意ください。

また、助成金交付請求書は申請年度の3月末までにご提出していただく必要があります。

### (5) 耐震診断者の要件

Q1. 「さいたま市既存建築物耐震診断資格者名簿」とは何ですか？

A1. さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱第4条の規定に基づき登録された建築士が掲載された名簿です。

Q2. 「登録資格者講習を修了した者」とは何ですか？

A2. 耐震改修促進法施行規則第5条第1項に規定する、国等や日本建築防災協会が実施する登録資格者講習を修了した一級建築士、二級建築士、木造建築士のことです。

なお、木造の戸建住宅以外は構造設計一級建築士であっても登録資格者講習を修了していないと助成対象の耐震診断者となれません。（博士の学位を授与された構造関連の大学教授・准教授等の例外あり。）

## 6 記入例・様式

### 【記入例】

耐震診断等助成金交付申請書（様式第1号）

消費税等仕入控除不適用申出書（様式第27号）

### 【様式】

耐震診断等助成金交付申請書（様式第1号）

耐震診断等変更承認申請書（様式第3号）

助成金交付辞退届（様式第5号）

耐震診断等実績報告書（様式第6号）

助成金交付請求書（様式第8号）

消費税等仕入控除不適用申出書（様式第27号）

\* 温度変化によりインクが透明になる特殊な性質をもったインクを使用している  
筆記用具で記入した申請書等は、認められませんので使用しないでください。

記入例

様式第1号（第7条関係）

（第1面）  
耐震診断等助成金交付申請書

令和5年 4月 1日

（宛先）さいたま市長

添付の平面図等に記載された階数、面積を記入してください。建築台帳や建築計画概要書の数値でも構いませんが、登記情報は算定方法が異なるためご注意ください。

郵便番号 330-9588  
住所 さいたま市浦和区常盤6-4-4  
電話 048-829-1539  
（フリガナ）サイタマシ  
氏名 さいか

住所と地番が異なる場合は、地番を（ ）書きで併記してください。

（耐震診断・マンション簡易診断）に係る助成金の種類を添えて次のとおり申請します。

1 対象建築物の概要

建物名称	(戸建て住宅の場合は不要)		
所在地	さいたま市 浦和区常盤6-4-4 (地番1-1)		
用途	戸建て住宅	階数	地上 2階/地下 階
構造	木造、一部造	延べ面積	112.00 m <sup>2</sup>
建築確認	昭和 52年 10月 20日 第 1234号		
工事着手日	昭和 52年 月 日 (対象建築物の新築工事に着手した日付)		

2 (耐震診断・マンション簡易診断) の概要

診断者	氏名	浦和 太郎
	資格	(一級) 建築士 (埼玉県) 登録 第 999999号
	さいたま市既存建築物耐震診断資格者登録番号	1234
	建築士事務所名称	さいたまシティ建築士事務所
	(一級) 建築士事務所 (埼玉県) 知事登録	99999号
	所在地	埼玉県さいたま市浦和区常盤6-1-1
	電話番号	048-829-1539
診断費用	(耐震診断・マンション簡易診断) に要する費用	110,000円
	上記の費用に係る消費税等仕入控除税額	円
	助成金申請額 (消費税等仕入控除税額を除いた額)	66,000円
予定日	耐震診断等着手予定年月日	令和5年 6月 5日
	耐震診断等完了予定年月日	令和5年 7月 5日

木造建築物の場合は、記入してください。

備考 消費税等仕入控除税額は、確定していない場合は見込額を記入してください。

原則、課税対象事業者が申請者の場合は記入してください。記載する額は、耐震診断に要する費用の消費税額等となります。

尚、事業者でない個人、消費税仕入控除を受けない課税対象事業者の場合、記載は不要となり申請額の減額はありますが、「消費税等仕入控除不適用申出書」の提出が必要となります。(記入例は次ページ)

記入例

令和5年 4月 1日

（宛先）さいたま市長

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6-4-4

電話 048-829-1539

（フリガナ） サイタマ イチロウ

氏名 さいたま 市郎

消費税等仕入控除不適用申出書

次の対象建築物に係る助成対象事業に要する費用について、消費税法の規定による仕入れ消費税額の控除を受けませんので、その旨を申し出ます。  
 なお、事業の完了までに、消費税法の規定による仕入れに係る消費税額の控除を受けることが場合は、速やかに市長に報告します。  
 また、市長から課税売上高等について報告を求められた場合においては、速やかに報告をす。

対象建築物の概要

建物名称	(戸建て住宅の場合は不要)		
所在地	さいたま市浦和区常盤6-4-4 (地番1-1)		
用途	一戸建ての住宅	階数	地上2階/地下 階
構造	木造、一部 造	延べ面積	66.00 m <sup>2</sup>
助成事業の内容	①耐震診断 ②マンション簡易診断 ③耐震補強設計 ④耐震補強工事 ⑤建替え工事 ⑥除却工事		

理由 消費税法の規定による消費税額の仕入税額の控除を行わない理由について、該当する  
 択すること。

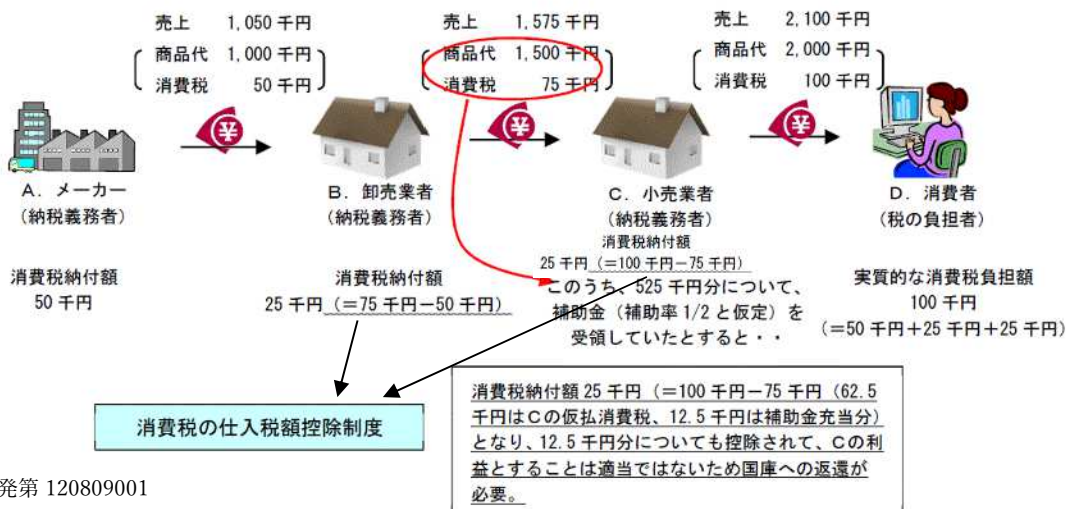
- 消費税法における納税義務者でない。  
※課税対象事業者でない個人や、課税資産の譲渡等（有償で区分所有者以外に駐車場や会議室の貸出を行う等）を行わないマンション管理組合等
- 消費税法第9条第1項の納付義務の免除者であり、かつ、同法第9条第4項に基づき第9条第1項の規定を受けない旨の届出書を提出していない。  
※課税売上高1,000万円以下の小規模事業者で、消費税課税事業者選択届出書を提出していない事業者
- 簡易課税事業者であり、消費税法第37条第1項に規定する届出書を提出した事業者である。  
※課税売上高5,000万円以下の中小事業者で、消費税簡易課税制度選択届出書を提出している事業者
- 上記の3項目に該当しないが、事業費に係る消費税額及び地方消費税額については、対象に含めない。  
※ここにチェックが入る場合は、以下の場合などが考えられます。

- ・消費税法別表第3に掲げる法人（一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人等）で、同法第60条4項の規定が適用される、特定収入割合が5%を超える場合
- ・同法第30条第2項に規定する個別対応方式又は一括比例配分方式により全額控除とならない場合。

個人の方で課税対象事業を行っていない場合は、  
消費税法における納税義務者でない。  
 にチェックが入ります。

「消費税仕入控除制度」  
 各取引の段階において、二重、三重に消費税が課されないよう、税の累計を排除するために事業者の納付税額の計算に当たり、その段階で課された消費税額を控除する制度。事業者が申告・納付する消費税額は、原則その課税期間中に課税売上の消費税額から課税仕入等の消費税額を控除して計算することになります。（課税仕入の消費税額が課税売上の消費税額を上回る場合は控除不足分還付あり）

図2 消費税の課税・仕入税額控除のイメージ（補助金の交付を受けていた場合）



様式第1号（第7条関係）

（第1面）

耐震診断等助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

郵便番号

住 所

電 話

（フリガナ）

氏 名

（耐震診断・マンション簡易診断）に係る助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 対象建築物の概要

建物名称	(戸建て住宅の場合は不要)		
所在地	さいたま市 区		
用途		階 数	地上 階/地下 階
構造	造、一部 造	延べ面積	m <sup>2</sup>
建築確認	昭和 年 月 日 第 号		
工事着手日	年 月 日 (対象建築物の新築工事に着手した日付)		

2 (耐震診断・マンション簡易診断) の概要

診 断 者	氏 名		
	資 格	( ) 建築士 ( ) 登録 第 号	
	さいたま市既存建築物耐震診断資格者登録番号		
	建築士事務所名称		
	( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録 号		
	所在地		
	電話番号		
診 断 費 用	(耐震診断・マンション簡易診断) に要する費用		円
	上記の費用に係る消費税等仕入控除税額		円
	助成金申請額 (消費税等仕入控除税額を除いた額)		円
予 定 日	耐震診断等着手予定年月日		年 月 日
	耐震診断等完了予定年月日		年 月 日

備考 消費税等仕入控除税額は、確定していない場合は見込額を記入してください。

### 3 添付書類

- 建物の全部事項証明書又は建築時期及び所有者が確認できる書類
- 配置図、各階平面図（建築物の位置及び面積を表示すること。）
- 法人の登記事項証明書（建築物の所有者が法人の場合に限る。）
- 区分所有者の代表の者が確認できる書類（区分所有建築物に限る。）
- 所有者以外の者が申請する場合は、所有者と2親等以内の関係であることが確認できる書類（戸建て住宅及び共同住宅等の場合に限る。）
- 耐震診断等に要する費用の見積書の写し
- 耐震診断等の実施について、所有者の合意があることを証する書類（戸建て住宅は除く。）
- 耐震診断義務化建築物（沿道建築物）の場合においては、当該建築物の各部分の高さ並びにその敷地に接する道路の位置、幅員及び高さが確認できる立面図等
- 消費税等仕入控除不適用申出書（様式第27号）（当該助成事業に要した費用が消費税法の規定による仕入れに係る消費税額の控除を受けない場合。）

注)  診断を行う者の登録資格者講習の修了証等（木造の戸建て住宅の場合を除く。）



様式第3号（第9条関係）

耐震診断等変更承認申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

郵便番号  
住 所  
電 話  
（フリガナ）  
氏 名

年 月 日付け 第 号で（耐震診断・マンション簡易診断）に係る助成金の交付決定の通知を受けましたが、次のとおり申請の内容に変更が生じたので、関係書類を添えて、変更の承認を申請します。

変更内容

変更前	変更後

助成金交付申請額（消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税仕入控除税額を減額した額。下段に消費税等仕入控除税額を記入）

変更前	変更後
円	円
円	円

注

様式第5号（第9条、第19条、第29条、第40条、第51条関係）

助成金交付辞退届

年 月 日

（あて先）さいたま市長

郵便番号  
住 所  
電 話  
（フリガナ）  
氏 名

年 月 日付け 第 号で（耐震診断・マンション簡易診断・耐震補強設計・耐震補強工事（工事費・工事監理費）・建替え工事・除却工事）助成金交付決定通知を受けましたが、都合により辞退します。

辞退の理由

注

耐震診断等交付実績報告書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

郵便番号  
住 所  
電 話  
（フリガナ）  
氏 名

年 月 日付け 第 号で助成金交付決定の通知を受けた（耐震診断・マンション簡易診断）が完了したので、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 耐震診断等実施期間

着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

2 耐震診断に要した費用

円

3 助成金交付決定時又は変更承認時の助成金交付決定額

円

4 消費税等仕入控除税額 ※消費税の課税事業者以外は記入不要

（交付申請時又は変更承認申請から時から金額に変更がある場合は、下段の括弧内に変更前の金額を記入してください。）

円・・・a

（ 円）・・・b

変更がある場合の差額（a－b） 円・・・c

5 消費税等仕入控除税額の変更により、助成金交付決定額から変更となった金額（3－c） 円

6 添付書類（各1部）

- （耐震診断・マンション簡易診断）報告書の写し
- 契約書等の写し
- 領収書等の写し
- 公的機関等の判定の結果が記載された書類の写し（戸建て住宅、木造の共同住宅等及び木造の小規模建築物を除く。）
- その他（ ）

注

助成金交付請求書

年 月 日

（あて先）さいたま市長

郵便番号  
住 所  
電 話  
（フリガナ）  
氏 名

年 月 日付け 第 号で（耐震診断・マンション簡易診断・耐震補強設計・耐震補強工事（工事費・工事監理費）・建替え工事・除却工事）に係る助成金交付額確定通知を受けたので、次のとおり請求します。

- 1 請求金額 円  
2 振込先

振込先金融機関			
		銀行 信金 農協 信組 労金	本店 支店
振 込 口 座	店番号	種 目	口 座 番 号
		1 普通 2 当座	
	フリガナ		
	口座名義		

注)

- 1 該当項目を○で囲んでください。  
2 口座名義のフリガナは必ずご記入ください。

年 月 日

(宛先) さいたま市長

郵便番号  
住 所  
電 話  
(フリガナ)  
氏 名

消費税等仕入控除不適用申出書

次の対象建築物に係る助成対象事業に要する費用について、消費税法の規定による仕入れに係る消費税額の控除を受けませんので、その旨を申し出ます。

なお、事業の完了までに、消費税法の規定による仕入れに係る消費税額の控除を受けることになった場合は、速やかに市長に報告します。

また、市長から課税売上高等について報告を求められた場合においては、速やかに報告を行います。

対象建築物の概要

建物名称	(戸建て住宅の場合は不要)		
所在地	さいたま市 区		
用途		階 数	地上 階/地下 階
構造	造、一部 造	延べ面積	m <sup>2</sup>
助成事業の内容	①耐震診断 ②マンション簡易診断 ③耐震補強設計 ④耐震補強工事 ⑤建替え工事 ⑥除却工事		

理由 消費税法の規定による消費税額の仕入税額の控除を行わない理由について、該当する項目を選択すること。

- 消費税法における納税義務者でない。
- 消費税法第 9 条第 1 項の納付義務の免除者であり、かつ、同法第 9 条第 4 項に基づき、同法第 9 条第 1 項の規定を受けない旨の届出書を提出していない。
- 簡易課税事業者であり、消費税法第 37 条第 1 項に規定する届出書を提出した事業者である。
- 上記の 3 項目に該当しないが、事業費に係る消費税額及び地方消費税額については、控除対象に含めない。

注

## 申請書類の提出先

申請する住宅の所在により、受付窓口が異なりますのでご注意ください。

西区 北区 大宮区 見沼区 岩槻区  
にお住まいの方は

北部建設事務所 建築指導課

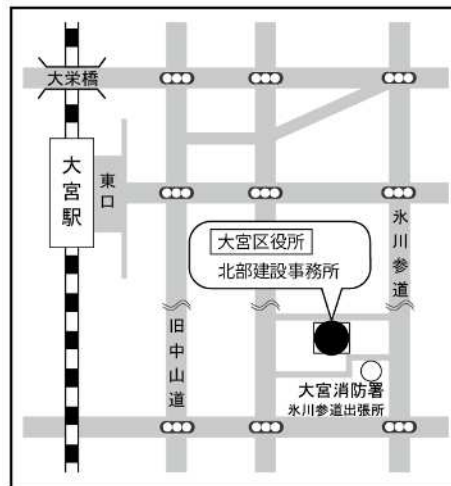
〒330-8501

さいたま市大宮区吉敷町 1-124-1

大宮区役所内6階

TEL 048-646-3235

FAX 048-646-3268



中央区 桜区 浦和区 南区 緑区  
にお住まいの方は

南部建設事務所 建築指導課

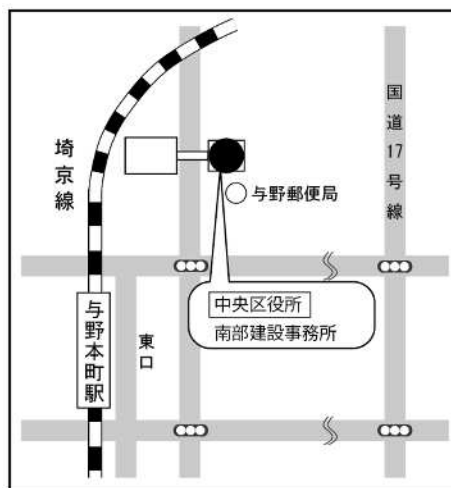
〒338-8686

さいたま市中央区下落合 5-7-10

中央区役所内 別館2階

TEL 048-840-6236

FAX 048-840-6267



## 制度に関するお問い合わせ

さいたま市役所 建築総務課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4

TEL 048-829-1539

FAX 048-829-1982

## 申請書のダウンロード等

さいたま市ホームページ

●耐震補強等助成事業(戸建住宅の耐震診断)

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/002/p002601.html>

